

議案第 19 号

三朝町職員旅費支給条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾貳月拾六日 提出

三朝町長 坂 出 雅

昭和廿八年拾貳月拾六日 議決

三朝町議会議長 天 野 廉



昭和廿八年三朝町条例第 号

三朝町職員旅費支給条例

- 第一 系 町職員（助役、収入役、監査委員、固定資産評価員を除く）が公務によつて旅行するときは鉄道賃、船賃、車馬賃、日当宿泊料及び食卓料の六種を旅費として支給する額は別表第一のとおりとする
- 第二 系 旅費は噴路によりこれを計算する。但し公務の都合又は天災その他已むを得ない事由で噴路により旅行のできなかつた場合はその實際経過した噴路による
- 第三 系 鉄道百料未満水路五十料未満陸路二十五料未満の旅行については公務の都合上宿泊した場合の外その支給する日当は半額とする。但し鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については鉄道四料、水路二料を以てそれぞれ陸路一料とみなして前項の規定を適用する
- 第四 系 特別の事情により定額の車馬賃、船賃で実費を支弁することができないときはその実費の額を支給することができる
- 第五 系 本庁の区域外並に支所の区域及びこれの相互の出張は車馬賃の実費を支給する
- 第六 系 町長は時宜により旅費の定額を減じ又は旅費全部若しくは一部を支給しないことができる
- 第七 系 三朝町国民健康保険直営診療所に勤務する技術職員たる医師の往診のための旅費は別表第二のとおりとする

附 則

1. この条例は公布の日から施行し昭和二十八年十一月一日から適用する
2. 三朝町職員旅費支給条例（昭和二十八年三朝町条例第十五号）は廃止する

別表 第一

区 介	鉄道貨	船 貨	準 運賃 (客運)	日 当 (百円当)	宿 泊 料 (一泊に200円)	景 外	食 卓 料
主 導、技 師	二 等 運 賃	上 級 運 賃	四 円	一 八 〇 円	八 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 円	三 〇 〇 円
書 記、技 手	三 等 運 賃	同	同	一 七 〇 円	八 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 円	同
書 記、補	同	同	同	一 六 〇 円	八 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 円	同
保 健 婦	同	同	同	一 六 〇 円	八 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 円	同
保 母	同	同	同	一 五 〇 円	七 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 円	同
産 婦 員 託	同	同	同	一 五 〇 円	七 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 円	同
傭 人	同	同	同	一 五 〇 円	七 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 円	同

別表 第二

種 別	旅 費	旅 費	景
勤 務、時 間 中	診察報酬表表による積の五割		
勤務時間外の日曜及休日	診察報酬表表による積の十割		